

小屋組

08035

けた行筋かい・振れ止め

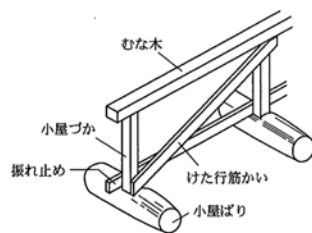
年度 (2009 年調査)
場所 東京都三鷹市
構造 地階 RC 造＋木造在来軸組工法
階数 地下 1 階、地上 2 階建て
延べ面積 100 m²
用途 一戸建ての住宅

瑕疵の特徴

小屋組に、けた行筋かい・振れ止めが設置されていない。施行令第 46 条 3 項(小屋組には振れ止めを設けなくてはならない)に違反。



参考図 5.5.4 けた行筋かい・振れ止め



けた行筋かい、振れ止めの断面寸法は
真程度とする。

公庫仕様書の抜粋

解説

小屋組が、けた行方向に倒れるのを防ぐため、けた行筋かい(＝けた行方向に小屋束相互を繋ぐ斜めの部材)を設け、また、振れ止め(＝小屋束脚部を繋ぐ水平の部材)を設ける必要がある。振れ止めは、施行令第 46 条 3 項で設置を義務付けられている。

JASS 11 の 4(和式小屋組).3(工法)項、公庫仕様書 5.5.4(けた行筋かい・振れ止め)を参照。